○防衛省令第三号

科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十三号）及び科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第三百十九号）の施行に伴い、防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十日

防衛大臣　岸　信夫

防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年防衛省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（研究公務員及び研究部課等） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号。以下「令」という。）第二条第二項第二号の命令で定める部課等は、次の表の上欄に掲げる試験研究機関等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる部課等とする。	（研究公務員及び研究部課等） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第二項第二号の命令で定める部課等は、自衛隊中央病院臨床医学教育・研究部とする。

試験研究機関等	部課等
防衛研究所	イ　研究幹事 ロ　政策研究部 ハ　理論研究部 ニ　地域研究部 ホ　戦史研究センター ヘ　特別研究官
自衛隊中央病院	臨床医学教育・研究部

2　令第二条第二項第三号の命令で定める者は、次の表の上欄に掲げる試験研究機関等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

試験研究機関等	者
防衛大学校	防衛大学校に置かれる次の学群に配置されている教授、准教授、講師又は助教 イ　総合教育学群 ロ　人文社会科学群 ハ　応用科学群 ニ　電気情報学群 ホ　システム工学群 ヘ　防衛学教育学群
防衛医科大学校	(1)　医学教育部医学科に置かれる学科目又は次の講座を担当する教授、准教授、講師又は助教 イ～オ　［略］ (2)～(4)　［略］

試験研究機関等	者
防衛大学校	防衛大学校に置かれる次の学群に配置されている教授、准教授、講師又は助教 イ　総合教育学群（物理学、化学及び数学に係るものに限る。） ロ　応用科学群 ハ　電気情報学群 ニ　システム工学群
防衛医科大学校	(1)　医学教育部医学科に置かれる学科目（物理学、化学、生物学及び数学に限る。）又は次の講座を担当する教授、准教授、講師又は助教 イ～オ　［同上］ (2)～(4)　［同上］